

尼崎市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護被保険者等のうち低所得かつ生計の維持が困難である者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）に対し、第4条第1項に規定する対象サービスの提供を行う社会福祉法人等が、当該軽減対象者の当該対象サービスの利用に係る利用者負担（以下「利用者負担」という。）を軽減することにより、当該軽減対象者の生活の安定及び介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(軽減対象者)

第2条 軽減対象者は、市民税非課税世帯に属する者で、次の各号に掲げる者のうち、市長が、その者の収入及び世帯の状況、利用者負担の能力等を総合的に勘案したうえで、生計の維持が困難であると認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
- イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
- ウ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- オ 介護保険料を滞納していないこと

(2) 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日又は令和元年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に規定する生活保護受給者に対する軽減又は介護保険法（以下「法」という。）に規定する特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）の支給により居住費及び滞在費（以下「居住費等」という。）の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前号の要件に該当するもの

(軽減法人等)

第3条 利用者負担の軽減を実施することができる市町村又は社会福祉法人（以下「軽減法人等」という。）は、当該事業に係る利用者負担の軽減を行うことを兵庫県知事及び市長に申し出たものとする。

(軽減の内容)

第4条 この要綱による軽減の対象は、法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規

模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「対象サービス」という。）とする。

2 軽減される額（以下「軽減額」という。）は、次の各号に定める額に100分の25（老齢福祉年金受給者にあっては、100分の50）を乗じて得た額とする。ただし、生活保護受給者及び第2条第2号の対象者については、個室の居住費等に係る利用者負担額の全額とする。

- (1) 対象サービスのうち厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（居宅介護サービス及び居宅介護予防サービス並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）にあっては、サービス区分支給限度基準額を超えないものに限る。）の100分の10に相当する額
- (2) 法に規定する食費、居住費等及び宿泊費に係る利用者負担額（ただし、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費等については、法に規定する特定入所者介護サービス費等が支給されている場合に限る。）

（軽減の実施）

第5条 軽減法人等は、第10条に規定する軽減決定者が提示する確認証の内容に基づき、利用者負担額から軽減額を差し引いた額を軽減対象者に請求することによって軽減を実施するものとする。

（適用除外）

第6条 第4条の規定にかかわらず、尼崎市訪問介護利用者負担額補助金交付要綱に基づく訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者については、同条第1項に規定する訪問介護に係る利用者負担の軽減を行わないものとする。

（他の給付との適用関係）

第7条 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）の支給は、この要綱に基づく利用者負担軽減の適用を行った後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、この要綱に基づく利用者負担軽減の適用対象としない。
- 3 この要綱に基づく利用者負担軽減は、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、適用するものとする。

(軽減の申請)

第8条 軽減対象者のうち利用者負担の軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象サービスを利用する日の7日前までに、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」(以下「申請書」という。)及び「尼崎市社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に伴う収入申告書」を市長に提出するものとする。

(軽減の承認等の決定)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、軽減対象者としての資格の有無を審査のうえ、軽減の承認又は不承認の決定を行い、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認決定通知書」(以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(確認証の交付)

第10条 市長は、決定通知書により通知を行う際、軽減の承認の決定を受けた者(以下「軽減決定者」という。)に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の有効期間)

第11条 確認証の有効期間は、8月1日から翌年3月末日までの間の申請に係る確認証にあっては当該申請があった日の属する月の1日から当該申請があった日の属する年度の翌年度の7月末日までの間とし、4月1日から7月末日までの間の申請に係る確認証にあっては当該申請があった日の属する月の1日から当該申請があった日の属する年度の7月末日までの間とする。

(確認証の返還)

第12条 軽減決定者は、市が行う介護保険の被保険者資格を喪失したときは、ただちに確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の提示)

第13条 軽減決定者は、対象サービスを利用するときは、あらかじめ、当該対象サービスの提供を行う軽減法人等の事業所又は施設(以下「軽減実施事業所等」という。)に確認証を提示するものとする。ただし、第8条の規定による申請手続が未完了であること等の理由によりあらかじめ提示することができない場合は、確認証が交付された後すみやかに提示するものとする。

(軽減後の利用者負担額の支払)

第14条 軽減決定者は、確認証の内容に基づき、軽減実施事業所等に対し、利用者負担額から軽減額を差し引いた金額を支払うものとする。

(情報提供)

第15条 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、兵庫県知事から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに、要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第16条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき、軽減決定者に対して利用者負担の軽

減を行ったときは、市長が別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し、軽減額に相当する額を助成するものとする。

(不正利得)

第17条 偽りその他不正な行為によりこの要綱に基づく利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等に対し、当該軽減を受けた者に軽減額の全部又は一部の返還請求を行うよう命ずるものとする。

2 軽減法人等は、前項の規定による返還請求に係る金額に相当する額を市長に支払うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに限り、第2条中「市民税非課税世帯に属する者で」を削り、同条第1項中「150万円」とあるのを「190万円」、第4条第2項中「100分の25（老齢福祉年金受給者にあっては、100分の50）」とあるのを「100分の12.5」と読み替え、この要綱に基づく軽減制度の適用を行う。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(介護報酬改定に伴う特例措置)

2 第4条第2項に規定する軽減される額については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに限り、「100分の25（老齢福祉年金受給者にあっては、100分の50）」とあるのを「100分の28（老齢福祉年金受給者にあっては、100分の53）」と読み替え、この要綱に基づく軽減制度の適用を行う。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に決定された軽減の期間は、「平成27年7月1日から平成27年7月31日まで」とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月2日から施行し、令和元年10月1日から適用する。